

【Q12】 契約のタイトルには License Agreement など “agreement” を使う場合が多いですが、contract は使わないのでしょうか。その他、契約書を表す用語とその違いについて教えてください。

【A12】 たしかに英文契約の表題としては、～agreement とする例がもっとも多いといえます。ただ、Purchase Contract というのもあれば、Sales Deed という契約書もみかけます。

英米法で正式な契約を表す語は contract です。contract は、agreement 「合意」のうち、一定の要件(enforceable by law)をそなえたものをいいます。その enforceable by law の要件の一つに consideration 「約因」の存在がありますが、他にも合意の明確性の要件(doctrine of vagueness に基づく)、書面性の要件(statute of frauds に基づく)も満たさなくてはなりません。contract が成立するために必要とされるこれらの要件は、大陸法にはみられないものです。

そうすると、英米法にいう契約は contract というのが正式であって、契約書のタイトル表示もすべて、～contract とするのが正しいことになりそうです。理論的につきつめて考えればそうでしょうが、実際は agreement を使うことのほうが多く、またそうすることに何ら問題はありません。「名は体を表す」といいます。契約書のタイトルは、その内容を簡潔によく表していることがのぞましいのです。ライセンス契約であれば、何らか権利の実施許諾について当事者間でなされた合意を内容としているはずですから、そうした合意を表す語が agreement ですから、内容面に着目するかぎり、contract より agreement のほうがのぞましいことになるでしょう。

仮に License Agreement というタイトルの契約があったとして、それが、法的には contract と評価されることがあるのはもちろんです。むしろほとんどのケースで、agreement であるとともに、contract とみられるのです。したがって、タイトルが～agreement で、～contract となっていないからといってその契約の効力がなくなるわけではありません。

では、“少数派”が～contract としているものをどう考えたらよいのでしょうか。contract を表題に使ったことは、法的評価まで含めた正確な言い方をしているといえます。ただ、上述のとおり、～agreement としていっこうにかまわないわけですから、結論としてはどちらでもよいことになります。License Contract があっていっこうにかまわないのです。これをあまりみかけないのは、多分に慣行的な理由が多いのではないかと思います。

英米法には、contract の上にさらに「正式な」契約があります。deed とよばれるものがそれです。deed は、sealed contract と formal contract ともいいます。また、escrow や covenant も deed を表わす語として使われます。さらに、deed には、双務契約的に使う indenture(deed indented)と片務契約的に使う deed poll があります。

deed は formal contract というくらいですから、法的にみて contract よりもさらに正式

なものと位置づけられます。どの点がより正式かといいますと、法的効力が強い点に表れます。すなわち、deedに使われた契約書は、considerationがなくとも enforceable by law の要件をクリアします。また、そこに書かれた権利の消滅時効の期間がふつうの契約におけるものよりも長くなります。裁判などに証拠として提出したさいの証拠力も強いとされます。

実務上よく用いる deed

Sales Deed 「売買証書」

Trust Deed 「信託証書」

Mortgage Deed 「(売渡) 抵当権設定証書」

Deed of Assignment 「(債権) 譲渡証書」

(弁護士 長谷川俊明)